

建設業者の皆さんへ

－入札・契約制度の改正について－

入札・契約制度について、次のとおり改正いたします。

1. 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

当分の間、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準を、下記のとおりとします。

改正後	現 行
直接工事費の100%（ただし土木工事と舗装工事以外は上記の95%）	直接工事費の100%（ただし土木工事と舗装工事以外は上記の95%）
共通仮設費の100%	共通仮設費の100%
現場管理費の80%	現場管理費の80%
一般管理費の55%	一般管理費の30%
～ の合計（1万円未満の端数は切り捨て）	～ の合計（1万円未満の端数は切り捨て）

ただし、合計額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の8を乗じて得た額に満たない場合は10分の8を乗じて得た額とする。（1万円未満の端数は切り捨て）

2. 適用時期

平成28年4月1日以降に入札公告又は入札通知をするものから適用。